

○関西国際空港プレミアムゲート使用規程

(平成30年6月7日規程第26号)

最終改正 令和5年11月1日 規程第75号

(目的)

第1条 この規程は、関西エアポート株式会社（以下「会社」といいます。）が設置し、提供するプレミアムゲート「玉響」の使用に関し、その使用料金及びその他の使用条件について必要な事項を定めるものです。

(定義)

第2条 プレミアムゲート「玉響」（以下「本施設」といいます。）とは、専用待合室（ラウンジスペース、喫煙所、会議室、化粧室、インターネット接続を含む）、専用CIQ施設、専用セキュリティゲート及び車寄せその他附帯施設を指します。

2 本施設において、ドリンク及びスナックはセルフサービスにてご提供します。

(申込者)

第3条 本施設の使用については、使用希望する者が別途手配する制限区域内での車両移動を伴うことから、用機者、機材保有者又は航空運送事業者（以下「航空運送事業者等」という。）の如何を問わず、航空運送事業者等から委託を受け、その活動を支援する事業者（以下「運航支援事業者」という。）からの申し込みに限定します。

(使用申込)

第4条 本施設の使用を希望する者は、運航支援事業者を通じ会社設置する受付（以下「プレミアムゲート受付」といいます。）に申し込むこととします。

2 運航支援事業者は使用日の前日午後0時までに「関西国際空港プレミアムゲート玉響使用申込書」（第1号様式）及び「関西国際空港ビジネス機運航情報」（第2号様式）に必要事項を記入し、プレミアムゲート受付までメール又はFAXで送付いただいたうえ、電話にて確認していただきます。

3 受付終了後、プレミアムゲート受付は、前項の運航支援事業者へ本施設使用の可否についてメールで返信し、電話にて確認いたします。なお、この時点をもって予約が成立したものとします。

4 予約が成立した場合、運航支援事業者は「関西国際空港ビジネス機運航情報」（第2号様式）を別表に記載のCIQ各官庁、KOC（KIXオペレーションセンター）、第2警備所にFAXにて連絡いただきます。

5 第3項の予約成立後、CIQ各官庁等の事情により、本施設を利用できない場合、予約はキャンセルとなります。この場合、運航支援事業者からプレミアムゲート受付、CIQ各官庁

KOC (KIX オペレーションセンター)、第 2 警備所に、予約がキャンセルとなった旨をただちに連絡していただきます。

6 到着便に関して、到着予定時刻(ETA)の確定後、運航支援事業者よりプレミアムゲート受付及び CIQ 各官庁、KOC (KIX オペレーションセンター)、第 2 警備所に電話で連絡をしていただきます。

7 出発便に搭乗するために本施設を使用する場合は、すべての搭乗者及びその手荷物に対し保安検査を実施します。なお、検査結果による搭乗可否は航空運送事業者等が判断するものとします。

(使用料金)

第 5 条 本施設の使用料金は第 2 条の施設の使用にかかる料金として、出発時又は到着時それぞれ 1 回につき 200,000 円 (消費税及び地方消費税を含まない。)とし、運航支援事業者から徴収いたします。

2 本施設を使用して出発又は到着する者については、関西国際空港国際線旅客サービス施設使用料等に関する規程第 2 条の使用料等は徴収しないものとします。

3 第 1 項の使用料金に消費税及び地方消費税の相当額を加算した額を、会社に対し、原則後納にて会社の指定する期限までに毎月分を取りまとめてお支払いいただきます。この場合支払いに係る手数料は当該運航支援事業者の負担とします。この他の取扱いは別途定める空港使用料の支払及び保証金等に関する規程を準用することとします。

(予約の変更・取消)

第 6 条 第 4 条の予約成立後、時間変更又は取消を行おうとするときは、本施設の使用開始予定時刻の 90 分前までに、運航支援事業者よりプレミアムゲート受付及び各 CIQ 官庁、KOC、第 2 警備所へ FAX にて通知の上、電話で連絡をしていただきます。

2 予約時間の変更を希望される場合、会社の確認をもって予約の変更が確定します。他の申し込み状況、CIQ その他の施設運用上の理由により使用時間帯の調整・制限を行い、又は予約変更をお断りすることがあります。

3 前項の予約変更後、CIQ 各官庁等の事情により、本施設を利用できない場合、予約はキャンセルとなります。この場合、運航支援事業者からプレミアムゲート受付、CIQ 各官庁 KOC (KIX オペレーションセンター)、第 2 警備所に、予約がキャンセルとなった旨をただちに連絡していただきます。

(取消手数料等)

第 7 条 申込者が施設の使用開始予定時刻の 90 分前までに取り消し連絡をした場合は使用料金を徴収しません。

2 施設の使用開始予定時刻の 90 分前以後の取り消し連絡があった場合及び使用申し込みの取り消しの連絡がなかった場合には使用料金の全額を請求いたします。なお、施設の使用開始後に、CIQ 各官庁等の事情により本施設を利用できない若しくは手続きの遅延が生じた場合であっても、使用料金の全額を請求いたします。

3 前項の規定にかかわらず、会社事由等の合理的な理由により予約が成立した施設の提供ができないと会社が判断した場合には使用料金の請求はいたしません。

(供用の休止)

第8条 会社は、次の各号に掲げる場合は、本施設の供用を休止することがあります。なお、この休止により生じた損害については、会社は賠償の責めを負わないものとします。

- (1) 施設が破損し、又は故障したとき
- (2) 施設の修繕、点検等が必要なとき
- (3) 関係行政機関の指示又は要請があったとき
- (4) 前各号に掲げるもののほか、管理上特に必要があるとき

(会社の責任及び免責事項)

第9条 会社は、本施設の提供にあたって、故意又は過失によって本施設を使用する運航支援事業者又は航空運送事業者等（以下「使用者等」）に与えた損害について、損害賠償責任を負うものとします。

2 前項の規定により会社が過失によって負うこととなった損害賠償については、会社が付保する保険によります。ただし、その損害賠償の額は会社が受け取る保険金を上限とし、この上限を損害の額が超過する場合の超過額については、使用者等が負担することとします。

3 会社は、CIQ各官庁等の事情により、使用者等に本施設を利用できない又は手続きの遅延等の事実が生じた場合であっても、使用者等に生じた損害について一切の責任を負わず、損害賠償や前条に定める場合を除き、使用料の減免を行いません。

(使用者等の責任)

第10条 本施設の使用に際し、故意又は過失によって使用者等が施設に与えた損害について、会社は申し込みのあった運航支援事業者に損害賠償を請求します。

(守秘義務)

第11条 会社は、施設を使用いただくうえで知り得た使用者等の秘密情報および使用者等から提供を受けた個人情報について、施設を使用いただく目的以外に使用したり第三者に提供又は漏洩いたしません。

(反社会的勢力の排除)

第12条 会社は、使用者等が次のいずれかの項に違反していると合理的に判断した場合は、使用者等に対して何らの通知、催告を要せず、また自己の債務の履行提供をせずに直ちに、使用の全部又は一部をお断りすることといたします。また、これにより損害が生じた場合は、使用者等が負担することといたします。使用者等は、現在又は将来にわたって、次の各項の反社会的勢力のいずれにも該当しないこととします。

- (1) 暴力団

- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団関係企業
- (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ
- (6) その他前各号に準ずるもの

2 使用者等は、現在又は将来にわたって、前項の反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下、「反社会的勢力等」という。）と次の各項いずれかに該当する関係を有しないこととします。

- (1) 反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
- (2) 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
- (3) 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
- (4) その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係

3 使用者等は、自ら又は第三者を利用して次の各項のいずれの行為も行わないこと

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(管轄)

第13条

本施設の使用に基づく紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

(準拠法)

第14条

この規定の適用にあたっては、日本語を正文とし、日本法に従い解釈し、この規定に定めのない事項については、日本法を適用します。

附 則

この規程は、平成30年6月8日から施行します。

附 則

この規程は、平成30年9月1日から施行します。

附 則

この規程は、令和2年1月6日から施行します。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行します。

附 則

この規程は、令和3年5月19日から施行します。

附 則

この規程は、令和5年11月1日から施行します。

(別表)

連絡先一覧

大阪税関 関西空港税関支署
大阪出入国在留管理局 関西空港支局
関西空港検疫所
神戸植物防疫所 関西空港支所
動物検疫所 関西空港支所
プレミアムゲート受付 (CKTS 株式会社)
第2警備所 (セコム株式会社)
KIX オペレーションセンター (KOC)

※TEL/FAX番号については別途通知します。

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

関西エアポート株式会社

CKTS 株式会社

御中

社名 _____

担当者 _____

住 所 _____

連絡先 電話 _____

e-mail _____

関西国際空港 プレミアムゲート玉響 使用申込書

別添第2号様式の予定にて関西国際空港 プレミアムゲート玉響の使用を行いたいの
で、使用方法を理解し、使用にあたっての料金及びその他の諸条件につき同意の上、
申し込みます。

第2号様式（第4条関係）

年 月 日

大阪税関関西空港税関支署長 様
大阪入国管理局関西空港支局長 様
関西空港検疫所長 様
神戸植物防疫所関西空港支所長 様
動物検疫所関西空港支所長 様
CKTS 株式会社 様
セコム株式会社 様

御社名 _____

御担当者 _____

住 所 _____

連絡先 電話 _____

e-mail _____

関西国際空港ビジネス機運航情報

・使用ターミナル	Business Aviation 専用ターミナル	・機体型式及び登録記号	
・運航会社		・目的	
・便名		・国籍	

(運航スケジュール)

	運航日	出発/ 到着	運航区間 (経由地)	STA/STD	人数 ※		検査希望時刻
					旅客	乗員	
	月 日						
変1							
変2							
変3							

※乗員については、当施設を利用する人数（旅客と同時に入出国する場合に限る）を記入

◆検査の要否

✓ 動畜産物の持ち込み： 無 ・ 有 (肉製品 犬猫等 その他) 具体名： _____

✓ 植物類の持ち込み： 無 ・ 有 (種苗 切り花 生果実 野菜 その他の植物類)

植物名： _____

「有」の場合の連絡先： TEL： _____ 担当者： _____

◆保安検査場通過予定者 (男性 名 ・ 女性 名)

すべての搭乗者及び手荷物に対し Business Aviation 専用ターミナルにおいて保安検査を実施します。ただし検査結果による搭乗可否の判断は航空運送事業者等にて実施いただきます。

◆専用ターミナルの希望使用時間 年 月 日 () : ~ :

(特記事項) _____